

給水装置工事について

料金サービス課 給排水相談係

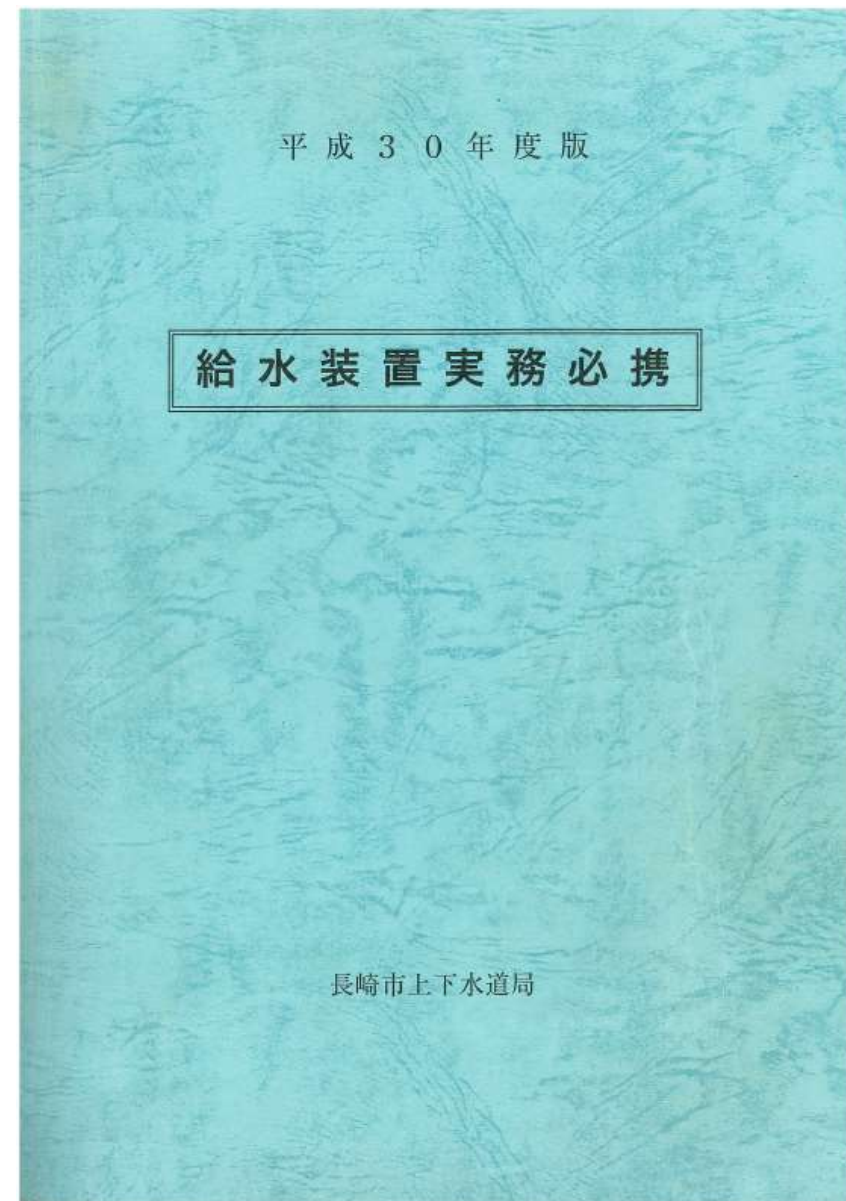
説明概要

- (1) 重要事項
 - (2) 提出物関係
 - (3) 図面及び施工
 - (4) 指導及び注意点
-

(1)重要事項

給水装置実務必携

- 令和6年度に実務必携（令和6年度版）の改訂予定です。
- 主な改訂内容
動水勾配・分岐戸数表の追加、図面の見本の追加、関係法令の見直しに伴う修正等
- 上下水道局のホームページにPDF形式で掲載し、販売は行いません。



(1) 重要事項

事前協議

- **本申請用**の立面図(アイソメ図)と平面図を添付すること。
- 直結増圧→直結直圧部分に設ける**非常用水栓（非常用メーター）の流量**も計算に含めること。

※ (株) 川本製作所・テラル (株) など外部に流量計算の依頼をした場合でも、**非常用メーターの流量が計上されているかの確認**をすること。

(1) 重要事項

事前協議

- 3階建て直結給水において、フロア別でメーター口径が異なる際は、必ず比較を行うこと。
- ※ 3階・Φ20メーター、1階Φ13メーターの場合でも、1階系統の損失が大きくなるケースがあります。
- 事前協議回答後、内容に変更が生じた際は、必ず着手前にご相談ください。その結果、再度流量計算が必要となった場合は、変更協議後、設計変更を行うこと。
(着手後の設計変更はNG)

(1)重要事項

給水図面

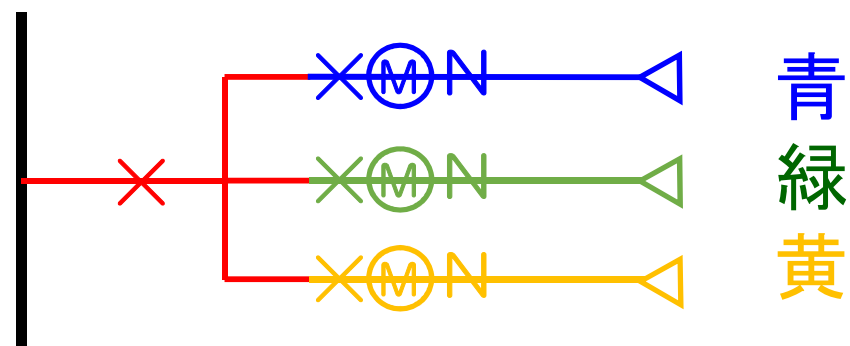
配水管から分岐した場合
しゅん工図オフセットに土被りを記入すること。

水 系	水 圧
しゅん工図(オフセット)	
分水器 A 具は B	から m 止水栓は
土被り 0.60m	

(1) 重要事項

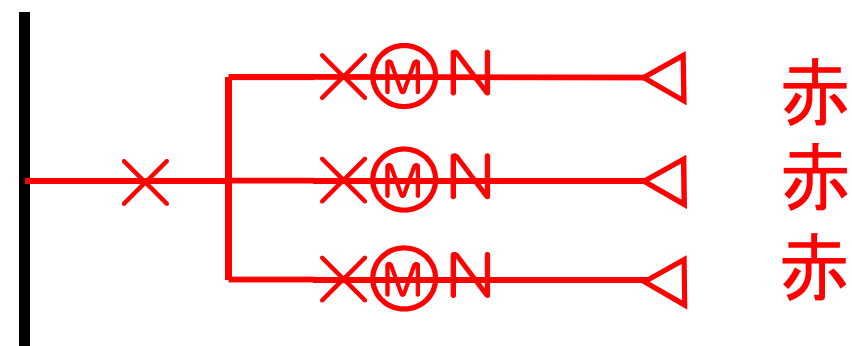
給水図面 (メーター設備が複数ある場合)

①
メーター設備ごとの色分け図面



→ 申請時 提出図面①

②
赤黒の通常通りの図面



→ しゅん工時 提出図面②

※ ①のみ、②のみ、の提出で OK!

(1)重要事項

メーター交付・返却窓口

	一般用メーター	臨時用メーター
交付	15階料金サービス課	15階料金サービス課
返却	4階料金受付センター	15階料金サービス課

※メーターは汚れを落とした状態で返却してください。

※申請により、私物メーターから貸付メーターへ変更する場合は、
交付・返却ともに4階料金受付センターになります。
(申請条件等の問い合わせも4階料金受付センターへお願いします)

(1)重要事項

臨時用メーター

下水道が有の場合は必ず
仮設の上下水の申請を提出
すること。

※既得権利が有る場合でも同様に、
復活ではなく仮設の申請を！

給水期間	年 月 日 から 年 月 日 まで ※給水期間は最長6ヶ月になります。給水期間が6ヶ月を越える場合は、申込・廃止届書の再提出が必要になります。再提出が無い場合は、メーターを撤去いたします。
支払方法	給水期間満了後一括支払 ※ 1㎡あたり396円(消費税別)
下水道	有 ・ 無
建築物の種別	1. 一般住宅 2. 建売住宅(戸) 3. 団地造成 4. 現場事務所 5. ビル 6. 集合住宅(戸) 7. 解体 8. その他()
建築延面積	㎡

(1) 重要事項

臨時用メーター

期日を守り、正しい場所で使用すること！！！！

- ・ 臨時用メーターの使用廃止に伴い、撤去を行ったメータは、速やかに清算、返却してください。

※メーターは汚れを落とした状態で返却してください。

- ・ 臨時用メーターは最長6カ月で清算することとしております。延長する際は、**6カ月を超える前に**一度清算し再度申請（更新）を行う必要があります。

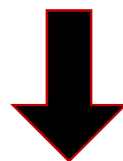
※**何カ月も更新を行わない場合は、メーターを撤去することがありますので注意を！！**

(更新の際はメーター指針の写真を！)

(1) 重要事項

臨時用メーター

(注意) しゅん工を届け出ず、臨時用メーターのままお客様に引き渡している事例が複数件確認されています。



しゅん工できない理由がある
場合は事前に相談を！

※料金請求が適正にできず、お客様に迷惑がかかります。

(注意) 臨時用メーターを破損、紛失、逆付けした場合、賠償金が発生します。

(2) 提出物関係

事前協議に伴う提出書類

※1 4・5階直結のみ

※2 簡易専用水道は生活衛生課に届出
(有効容量10m³を超えるもの)

給水方式	提出書類			
	維持管理届	設置届	廃止届	誓約書
4・5階直結	○			
貯水槽	○	○※2		
直結増圧	○			○
貯水槽から直結	○※1		○※2	
スプリッラー				○

(2) 提出物関係

給水装置工事に伴う局直営工事申込書(緑伝票)

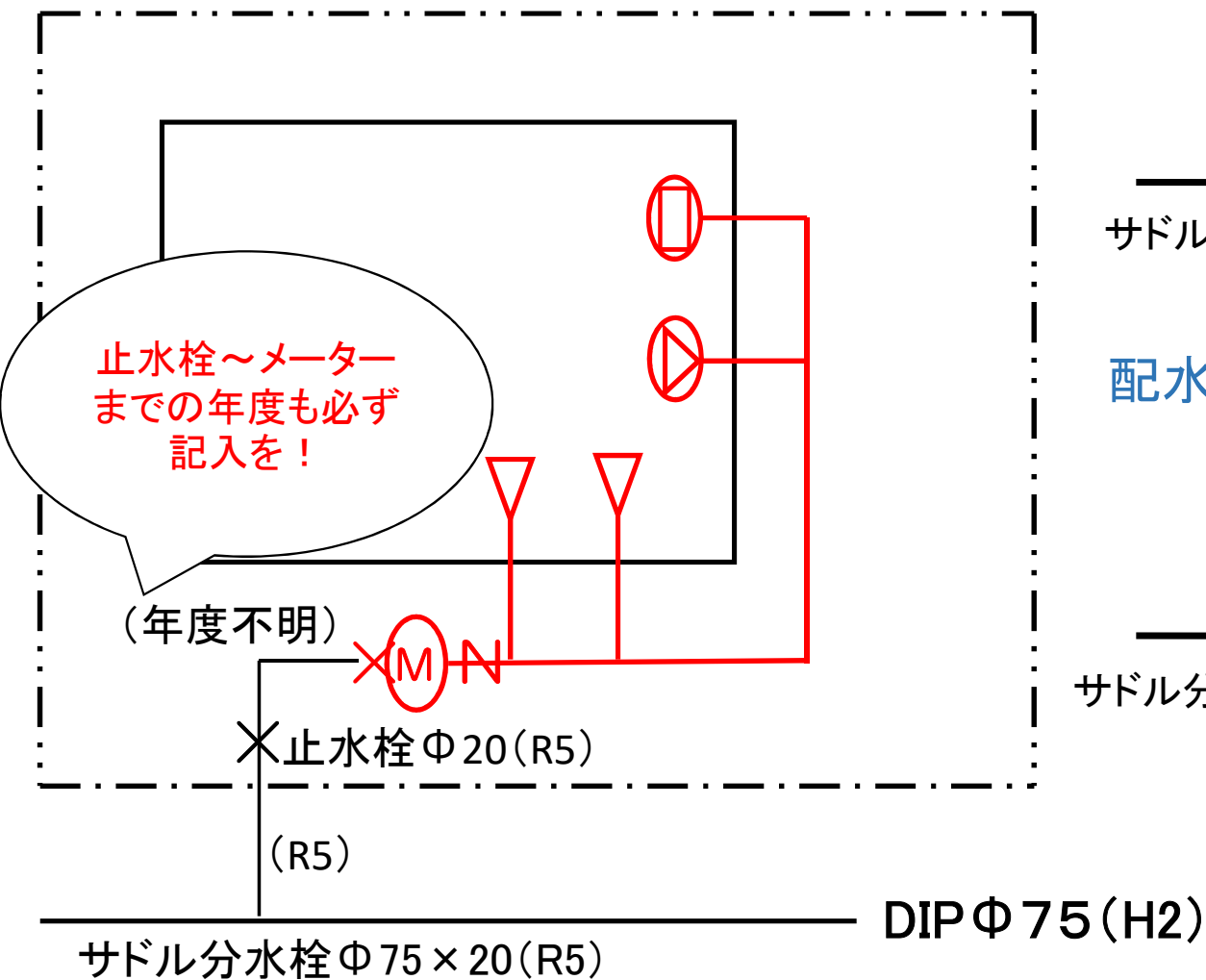
- ・ ・ ・ 主に下記の項目に該当し、既設引き込み管を撤去する場合は(緑伝票)の提出が必要。

緑伝票は申請時に提出をお願いします。

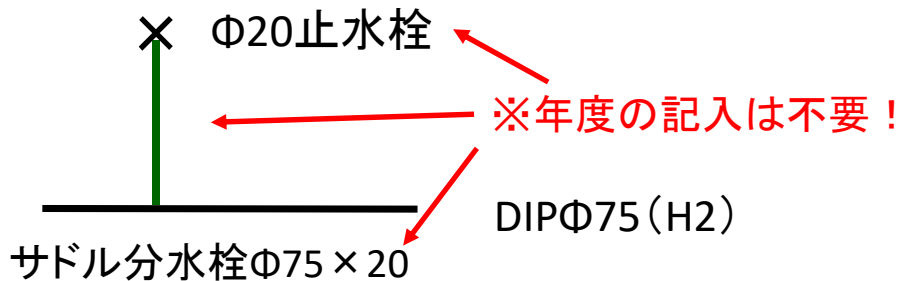
本管管種	布設年度	分岐	停水の有無
鋼管	平成2年以前	チーズ分岐	有
鋳鉄管	昭和53年以前	甲型分水栓分岐	無

- ・ 上記以外に仮設工事等で排泥管(ドレン管)から給水する場合も、バルブ操作を局職員が行うため、バルブ操作「開」「閉」用の2部必要となります。

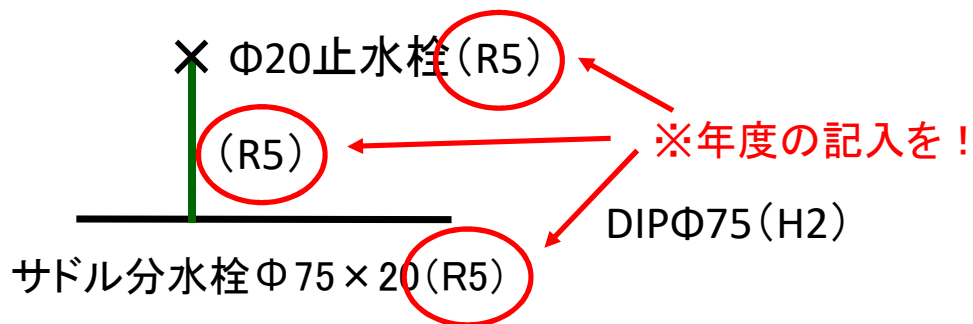
(3) 図面及び施工



配水管年度と分岐年度が同じ場合



配水管年度と分岐年度が異なる場合



(3) 図面及び施工

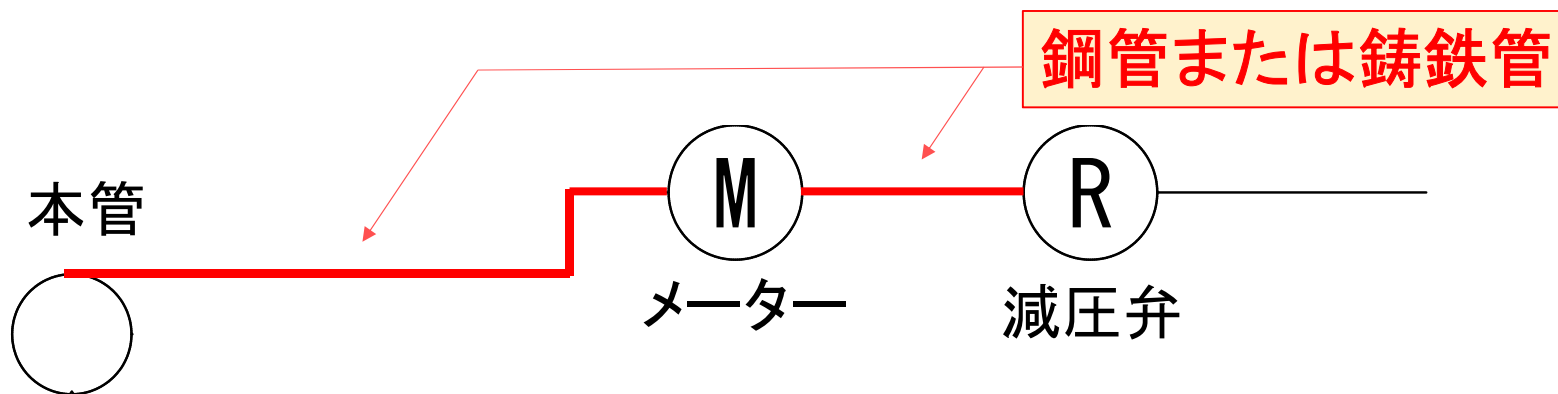
高水圧における配管材料 (0.74MPaを超える場合)

本管分岐～メーターまで

(+)

メーター～減圧弁まで

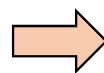
配管材料は
鋼管または鋳鉄管



(3) 図面及び施工

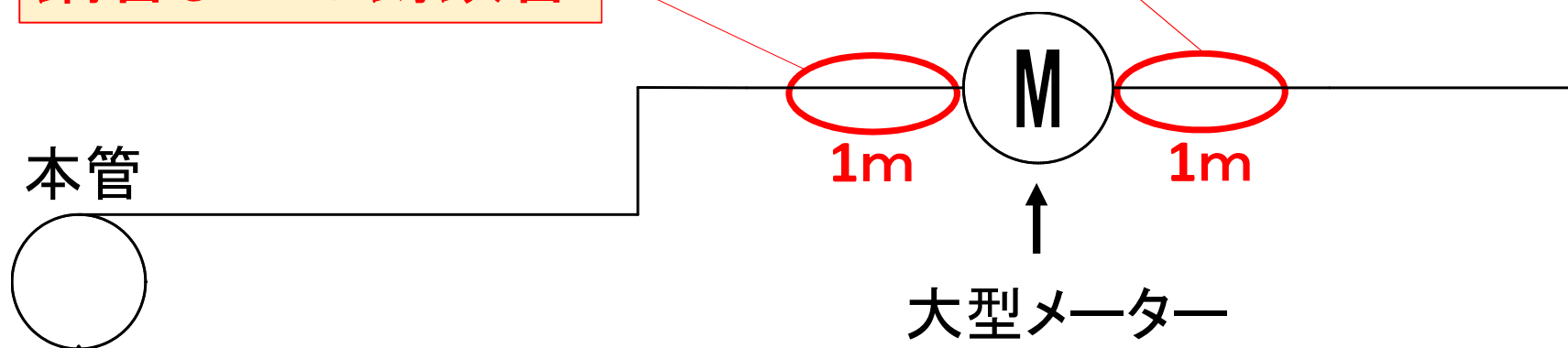
配管材料 大型メーター（50mm以上）設置時

大型メーターの前後1m程度



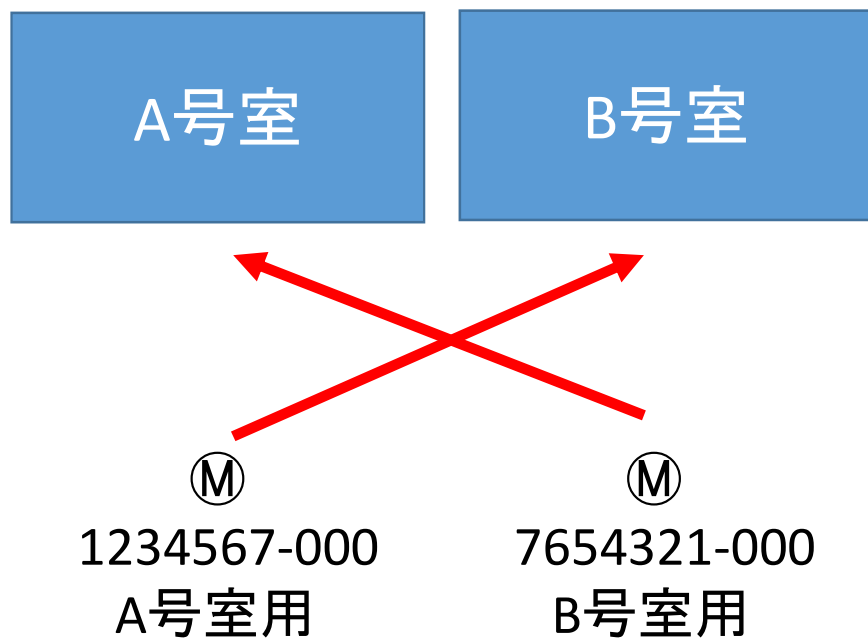
配管材料は
鋼管または鋳鉄管

鋼管または鋳鉄管



(4) 指導及び注意点

メーター交差



- ・メーターを複数設置する場合、左図のように交差してメーターを設置するケースが見受けられます。

A号室の使用水量をB居住者が、
B号室の使用水量をA居住者が
支払うこととなります

- ・メーターを取り付ける際は、
「部屋番号」「メーター番号」「お客様番号」を確実に
合わせるようお願いします。

(4) 指導及び注意点

しゅん工図(水圧)について

減圧弁を設置した場合は、減圧弁 **2次圧** も記入 (※1)

(※1)

水	圧	/3時	0.8 MPa
しゅん工図(オフセット)			(0.5)

施主等に確実な説明を

施主等のなかで、誓約内容等を把握されておらず、局に確認をしてくるケースが増えています。

(例) ・赤水「新築なのに…」 ・減圧弁設置していないゆえの器具の不具合

(4) 指導及び注意点

増圧装置の警報設定情報について

増圧装置の警報設定水圧及び発報先を **しゅん工図面に記載**をお願いします。

- ・警報の作動設定水圧・・・〇〇MPa以下
- ・発報先・・・ポンプのみ(現地)orポンプ(現地)と警備会社名等(連絡先含む)
- ・消防設備との連動の有無・・・連動有りor連動無し

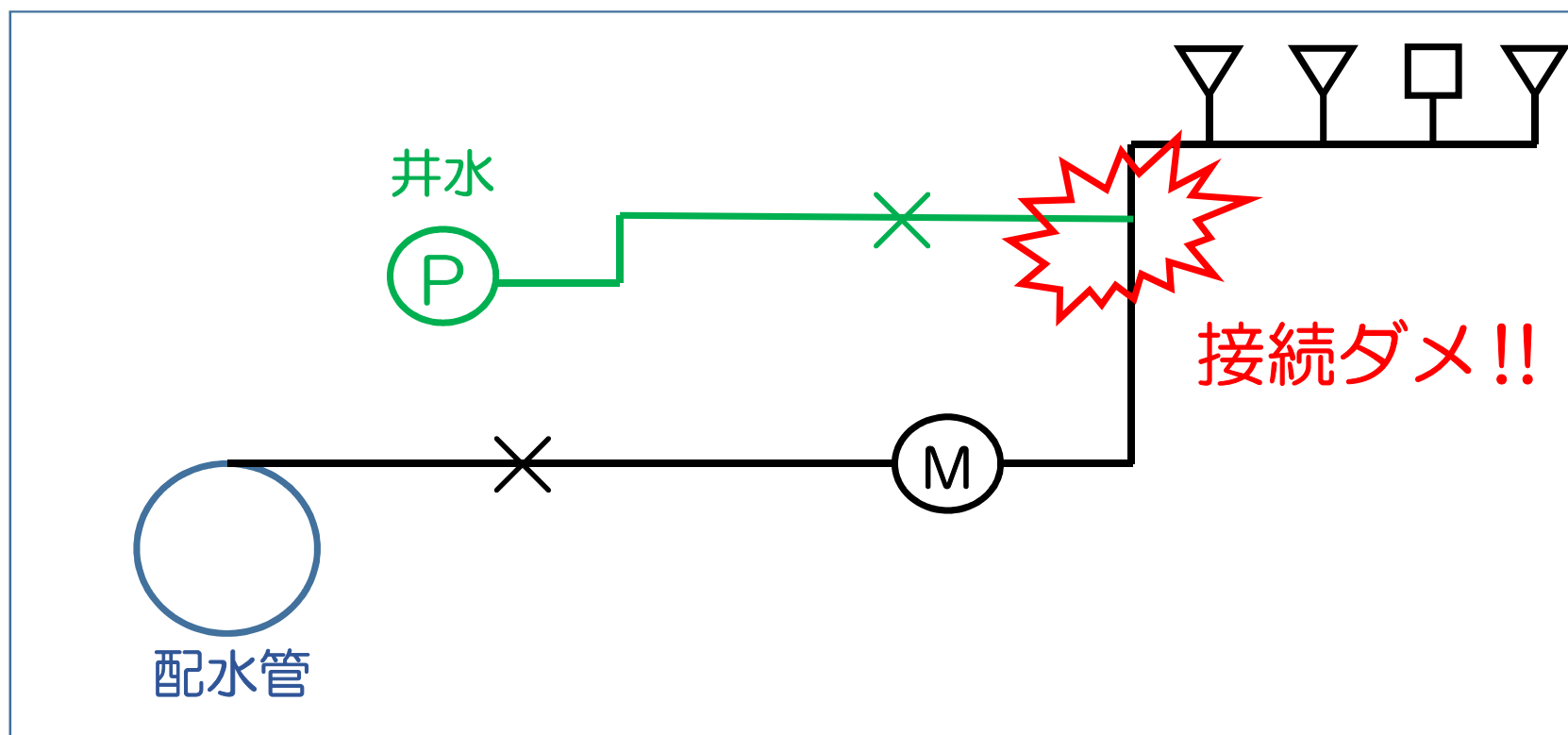
自主検査時の遊離残留塩素、水圧試験について

遊離残留塩素の測定を必ず実施し、水質の安全性を確認してください。また、**水圧試験も必ず**行うようお願いします。
※**外線工事、市水切替工事**等含む。

(4) 指導及び注意点

クロスコネクション

※給水装置とそれ以外の管を接続することは、水道法で禁止されています。



(4) 指導及び注意点

オフセット

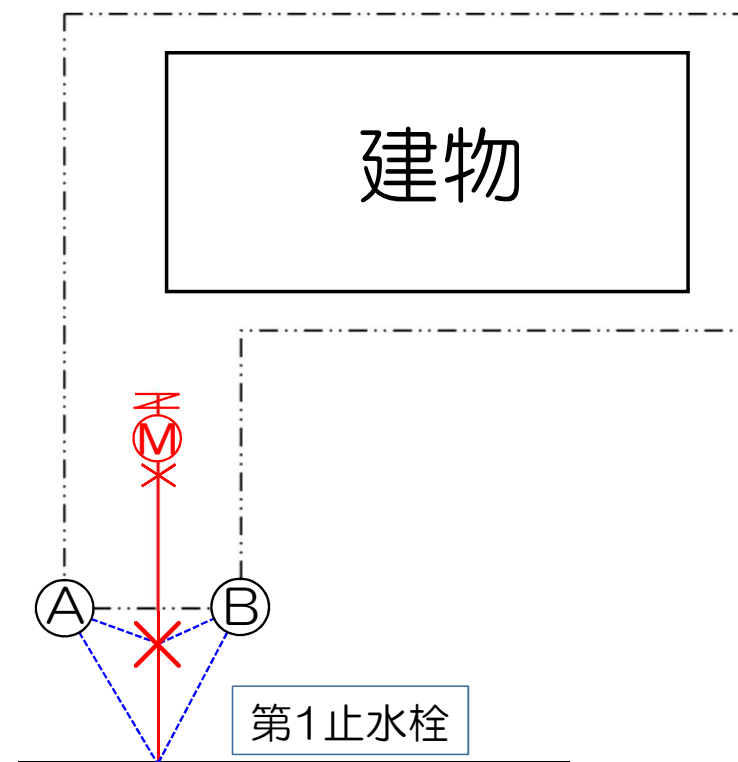
※止水栓が複数ある場合は全て記載

オフセットの距離や目印は
正確に記入してください



分水器具はAから〇.〇m 止水栓はAから〇.〇m
Bから〇.〇m Bから〇.〇m

※必要であれば目印の名称も記載



(4) 指導及び注意点

メーター先渡し

- **井水**から**市水**に切り替える場合
(**居住者がいる場合に限る**)
- 貯水槽方式から直結給水方式に切り替える場合
- 遠隔指示式の水道メーターを設置する場合

※ その他、基本的にメーターの先渡しは認めていません。